

事務連絡
平成19年1月29日

各都道府県有料老人ホーム主管課 御中

厚生労働省老健局振興課

有料老人ホームの一時金保全措置について

日頃より有料老人ホーム行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げます。

平成18年4月1日以降新たに有料老人ホームの事業を行おうとする設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第5項に基づき、有料老人ホームの一時金について保全措置を講じなければならないとされております。これに関し、具体的な保全措置については、「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号。以下「告示第266号」という。）において、①銀行等の連帯保証、②親会社の連帯保証、③保険事業者との保証保険契約、④公益法人との保全契約、の4つの方法が定められておりましたが、さらに、平成18年9月8日付厚生労働省告示第482号で告示第266号を改正し、信託業務を営む金融機関との信託契約による方法を追加したところです。

これらの保全措置について、複数の照会が寄せられていることから、基本的な枠組みの例を作成しましたので、これらを参考として引き続き適切に指導を行っていただきますようお願いいたします。

1. 銀行等の連帯保証による方法及び保険事業者との保証保険契約による方法について

これらの方法について、想定される基本的な枠組みの例を作成したので、参考として下さい。（参考1）（参考2）

2. 信託業務を営む金融機関との信託契約による方法について

信託契約による方法に関し、想定される基本的な枠組みの例を作成するとともに、個別事案における要点について基本的な考え方をまとめましたので、参考として下さい。（参考3）

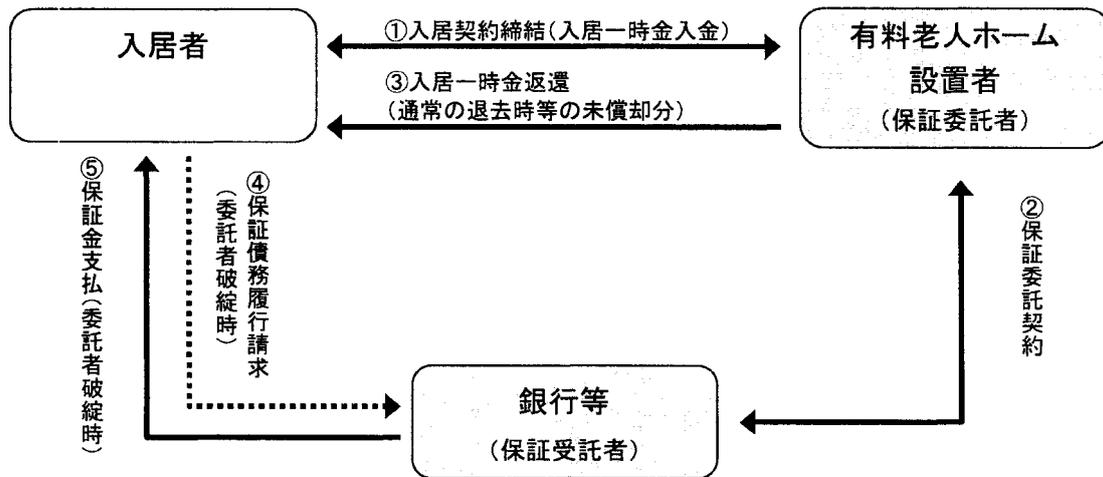
- (1) 保全措置の義務付けは、あくまでも入居者保護の観点から、有料老人ホームの設置者が不測の事態に備えて講ずべきものであるということに鑑み、元本割れを引き起こすことがないよう安定的な運用（預貯金、国債等）を行うものであること（元本補てんの契約をしているものを除く。）。

(2) 保全措置の趣旨は、有料老人ホームの設置者が返還債務を弁済しなければならなくなった場合に保全金額が入居者に確実に返還されるようにすることであり、このため、信託契約の受益者を入居者としてしている。なお、この趣旨が満たされる限りにおいて、信託による収益部分については、入居者又は委託者（有料老人ホームの設置者）のいずれとしても差し支えないものであること。

(参考1)

銀行等の連帯保証による方法のイメージ

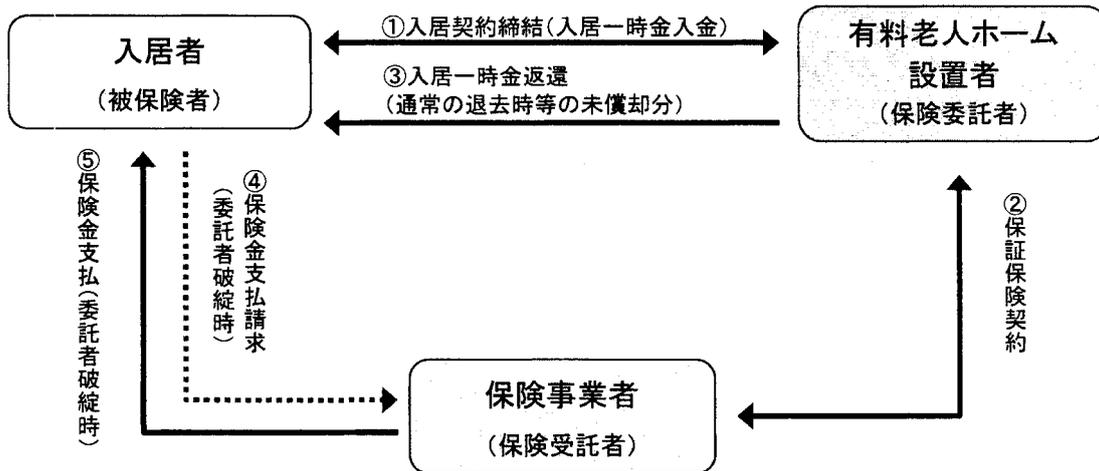
(これは、想定される基本的枠組みの1つの例であり、保全が図られる範囲においてこれ以外の構成もあり得る。)



(参考2)

保証保険契約による方法のイメージ

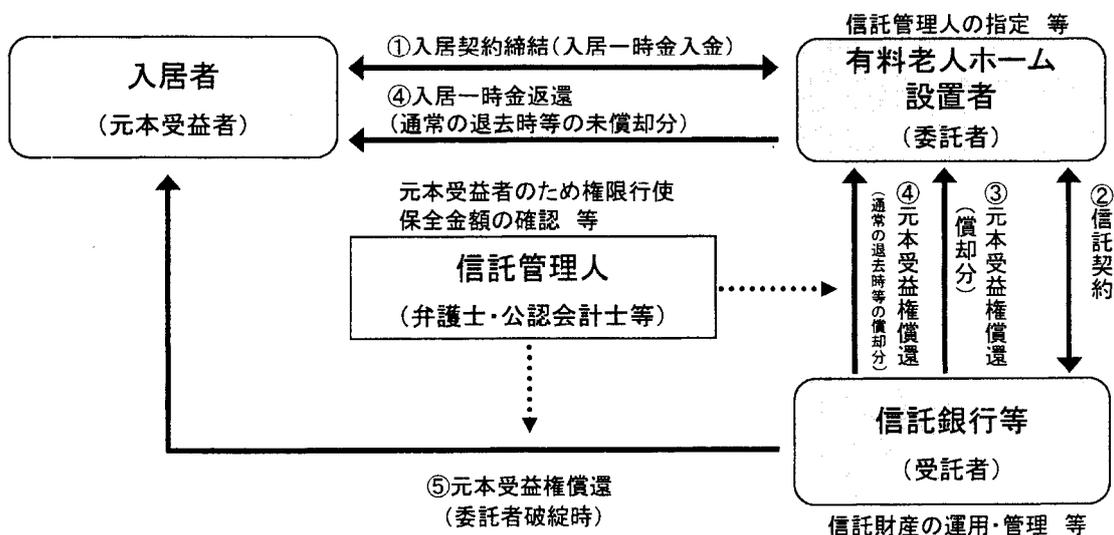
(これは、想定される基本的枠組みの1つの例であり、保全が図られる範囲においてこれ以外の構成もあり得る。)



(参考3)

信託契約による方法のイメージ

(これは、想定される基本的枠組みの1つの例であり、保全が図られる範囲においてこれ以外の構成もあり得る。)



16. 介護サービス情報の公表制度の適正な運用について

1 対象サービスの追加施行について

(1) 都道府県における準備

介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、介護保険法第115条の29第1項の規定を踏まえた介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第140条の29の規定において、制度の対象となるサービスを年々追加施行することとしており、平成19年度においては、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び介護療養施設サービスを追加施行することとしている。当該追加施行に係る省令の公布及び改正通知の発出を平成19年2月下旬に予定しており、平成19年4月1日の施行を予定しているところである。

各都道府県においては、介護保険法施行令第37条の2第1項に定める報告に関する計画の策定、調査員の養成等制度の円滑な施行に向けて、適確に準備願いたい。

また、平成19年4月において施行しないサービスについては、平成21年度までにすべて施行する予定であるので、了知されたい。

(2) 調査員養成研修等について

各都道府県においては、対象サービスの追加施行に伴って、調査員養成研修の追加実施が必要となるので、次の点を踏まえ、適確に実施願いたい。

ア 調査員指導者養成研修の実施

追加施行する3サービスに係る調査員指導者養成研修については、社団法人シルバーサービス振興会に設置された介護サービス情報公表支援センター（以下「支援センター」という。）が実施主体となり、次の日程等で行われるので、調査員指導者候補者の派遣等に配慮願いたい。なお、当該研修の詳細については、支援センターからの連絡によることとなるので、念のため申し添える。

(第1回)

- ・日 程：平成19年3月5日(月)～6日(火)
- ・場 所：池袋サンシャイン文化会館501号室

(第2回)

- ・日 程：平成19年3月12日(月)～13日(火)
- ・場 所：池袋サンシャイン文化会館502号室

イ 調査員養成研修について

追加施行する3サービスに係る調査員養成研修については、各都道府県において、介護保険法施行規則第140条の4第2項の厚生労働大臣が定める基準に基づいて、都道府県内の調査事務の量等を踏まえ、必要な調査員数を確保できるよう計画的に実施願いたい。

また、原則すべての介護事業所における共通の情報を調査し公表する情報公表制度においては、公表情報の均質性の確保が極めて重要である。このため、都道府県においては、調査員の主観によって調査結果が異なる等の事案が生じることがないように、調査員養成研修の実施に当たっては、調査員の均質性の確保に十分に留意願いたい。

(3) 情報公表システムの改訂・配布

平成19年度における情報公表システムの改訂・配布については、支援センターにおいて鋭意取り組まれており、今後のスケジュールは次のとおりであるので、了知されたい。なお、当該システム改訂等の詳細については、支援センターからの連絡によることとなるので、念のため申し添える。

- ① 情報公表システム関係調査票の配布：4月上旬
- ② 調査票の集約支援ツールの配布：5月中旬
- ③ 公表システム本体改訂ソフトの配布：6月中旬

なお、平成20年度以降においては、当該システム改訂等のスケジュールを前倒し

する必要があると認識している。ついては、平成19年度に都道府県で行うモデル調査事業、支援センターで行うモデル調査事業結果の検証等について、それぞれ1か月程度の前倒しを検討しており、改めて連絡するので、了知願いたい。

2 事業運営ノウハウの蓄積と継続について

情報公表制度については、平成18年4月に新しい都道府県の自治事務として創設し、初年度においては、各都道府県において、制度の普及啓発、調査事務及び情報公表事務の実施、介護サービス情報の解釈と運用等に鋭意取り組まれたところである。このような事業運営ノウハウが都道府県の自治事務として蓄積され、継続されていくことが極めて重要であるので、各都道府県において実施体制、資料等の確保を適確に実施願いたい。

3 制度の適正運用について

各都道府県におかれては、制度施行2年度目に向けて、次の各事項に留意の上、適正な運用を行われたい。

(1) 事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、また、その際、公表を行うことが望ましい事項等について、平成19年1月29日付で事務連絡を行ったところであるので、各都道府県において適確な対応を願いたい。

(2) 手数料の検証、見直し等について

情報公表制度の初年度においては、手数料の水準の妥当性等について介護事業者からの疑義、意見等が多く寄せられたところである。このため、制度施行2年度目を迎えるに当たり、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも理解が得られる手数料となるような必要な条例の見直し等の

取り組みについて、平成18年11月10日の第2回全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議、平成19年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議、平成19年1月29日付事務連絡等により連絡してきたところであるが、重ねて各都道府県における適確な対応を願いたい。

(3) 手数料に係る消費税の取扱いについて

情報公表制度における手数料に係る消費税については、制度施行後の平成18年5月17日付け事務連絡において、国税庁と協議の上、調査事務手数料は非課税であり、情報公表事務手数料は課税との取扱いとなることを連絡したところであるが、その後、改めて国税庁と協議した結果、いずれの手数料についても課税されない（消費税不課税）こととされ、制度施行当初の平成18年4月1日からの適用となったところであるので、各都道府県の実情に応じた適確な対応を願いたい。

3 制度の普及啓発について

情報公表制度については、情報の公表主体である介護事業者、情報の活用主体である利用者の理解が不可欠であることを踏まえ、制度の普及啓発を積極的に行うことが極めて重要である。

国においては、初年度の情報公表対象の9サービスの公表情報が全国的に概ね閲覧可能となる平成19年3月に、政府公報のテレビ番組を企画している。

また、支援センターにおいては、昨年来、パンフレット、チラシ等の作成支援や全国3か所でのシンポジウムの開催等の普及啓発を行ってきたところであるが、今般、公表情報に係る一般のアクセスの利便性の向上のため、各都道府県の協力を得ながら、支援センターのホームページを通じた各都道府県の情報公表システムへのリンクのためのサイトを構築しているところである。

各都道府県においては、引き続き、介護事業者に対して、制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての普及啓発の積極的かつ丁寧な実施に尽力願いたい。また、公表情報は、利用者に活用されることが何より重要

であるので、市町村（保険者）等関係機関との連携のもとに、要介護者のいる世帯等への普及啓発にも積極的に取り組まれない。

4 外部評価制度との関係について

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定である。

このため、平成21年度までに、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については、情報公表制度において公表することとし、外部評価制度の項目は、介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目とするなど、両制度の関係を調整していくこととしている。

5 「介護サービス適正実施指導事業（モデル調査事業）」について

平成19年度の本事業については、最大18種類の介護サービスを対象として実施する予定である。また、各都道府県においては、当該介護サービスの中からそれぞれ5サービス程度（協力介護事業所の総数15か所程度）を分担して担当していただくことを予定している。本事業は、各介護サービスに係る介護サービス情報（案）等の検証を行うとともに、協力介護事業所等を通じた制度施行前の普及啓発にも資する事業であるので、各都道府県において積極的に実施願いたい。

17. 事業者の指定更新制度の概要等について

1. 指定の更新に係わる事務手続き等について

(1) 管下の事業者等に対し、指定の有効期間の満了に伴い指定の更新申請の事務手続きが必要となることを注意喚起されたい。

特に指定の更新制度を含めた事後規制については、指定及び更新の欠格事由、欠格事由の対象となる役員等の範囲、欠格事由が適用される介護サービスの指定の種類、指定の有効期間等の具体的な内容等については、理解が進んでいない状況が一部見受けられる。このため、別添のとおり、事業者団体向けに事後規制に係るリーフレットを作成したのでこれを活用いただき、さらなる周知をお願いしたい。

(2) 事務処理に当たっては、平成20年3月末で事業者の指定の有効期間が満了することに伴い、同年4月までに更新を受ける事業者が多く、都道府県等における事務量が一時的に膨大となるため、平成19年度中の早い時期から対応が必要となることから、円滑な事務処理のため下記の点に留意しつつ、適切に対応されたい。

①指定の更新に必要な添付書類の一部省略について

既に指定申請の際に提出している書類と内容に変更がない場合は、都道府県等の判断により書類の提出を一部省略することができる扱いであること。

②指定の更新申請時における確認について

指定の更新は、指定事業者の基準の遵守状況を定期的に確認するものであるため、更新時においては指定申請の受け付けた際と同様に立入検査を行うことが原則であるが、更新時まで立入検査等で状況を把握している

場合等についてはこの限りではないので、各サービス及び事業者等の個別の事例に応じて適切に対応すること。

2. 指定の更新の欠格事由に係わる情報の把握について

(1) 事業者等の指定の更新の欠格事由の対象者については、事業者のみならず、役員等も対象となり、事業者の指定取消を含めた指定の更新の欠格事由に係わる情報を把握することは、円滑な指定の更新の事務手続きを行う上で重要である。このため、昨年3月の全国介護保険担当課長ブロック会議でお示しした「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」を活用いただくとともに、指定の取消処分を受けた事業者情報については、速やかに本システムに登録願いたい。

なお、本システムへの登録が個別の事情により未登録となっている自治体においては、当分の間、介護保険法に基づき指定の取消処分の公示を行った場合に、他の都道府県に周知するため、速やかに当該公示内容を振興課基準第一・二係に対してご報告願いたい。さらに、情報提供された公示内容については、当方から各都道府県を通じ、管下市町村に対して情報提供することとしているのでよろしく願います。

(2) 事業者情報を把握するに当たっては、「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」の活用しつつ、管下の市町村との連携を図る必要があり、下記の点について特に留意願いたい。

- ・ 管下の市町村と連携して地域密着型サービス等に係わる事業者の情報を随時収集して情報の共有化を図っていただきたい。
- ・ 管下の市町村の地域密着型サービスに係わる事業所情報も含め、事業者の指定の取消処分を行った場合には、速やかに本システムに登録願いた

い。

- ・ 他の都道府県からの指定の取消処分に係わる情報について、本システムを通じて入手した場合には、管下の市町村にも速やかに周知願いたい。